本文書の使用に際しては下記の点にご留意ください

- 1. 本文書は使用を強制するものではありません。
- 2. 本文書の配付を契機として、組合員間で協調的行動がとられた場合は、独占禁止法上問題となります。
- 3. 本文は修正せずにそのままご利用ください。

令和6年4月

お取引先 各位

全日本印刷工業組合連合会 会 長 滝澤光正



東京都印刷工業組合理事長 滝澤光正



△△△印刷株式会社代表取締役社長○○○○



労務費上昇に係る価格反映に関するお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて、ご高承の通り、政府が目指す「成長と分配の好循環」において、賃上げは重要な政策の柱となっており、従前より関係省庁による労務費の価格転嫁対策が推進されている中、昨年11月には公正取引委員会等による「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が作成されました。

この中で、発注者・受注者の双方の立場から定められた「12 の行動指針」に沿わないような行為により公正競争が阻害される恐れがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していくという、これまでに例のない強い労務費転嫁対策が取られることになりました。

印刷業界では、これまでも原材料費、エネルギー価格、輸送費の高騰等に伴い、各社でぎりぎりのコスト削減に努めた上で、ご発注価格の見直しをお願いしてまいりましたが、現時点では原材料価格等の上昇分を補うにとどまり、労務費の上昇を補う価格転嫁までは到底及んでいないのが実情です。そのため、引き続きご発注印刷物の安定供給を維持するためには、業界全体のサプライチェーンにおける人材不足解消のための賃上げが急務の課題となっております。

現下の状況や政府の各種施策をご賢察いただき、労務費の価格反映に関するお願いにつきまして、改めてのご検討とご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具